

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

平成22年

目 次

議案第 21 号	平成22年度鎌倉市一般会計補正予算に関する専決処分の承認 について……………	1
議案第 22 号	市道路線の廃止について……………	15
議案第 23 号	市道路線の認定について……………	18
議案第 24 号	工事請負契約の変更について……………	27
議案第 25 号	物件供給契約の締結について……………	33
議案第 26 号	物件供給契約の締結について……………	36
議案第 27 号	物件供給契約の締結について……………	39
議案第 28 号	委託料請求事件への独立当事者参加について……………	44
議案第 29 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議につ いて……………	48
議案第 30 号	指定管理者の指定について……………	50
議案第 31 号	都市公園を設置すべき区域の決定について……………	51
議案第 32 号	岩瀬下関地区防災公園街区整備事業の事業区域における公園 事業の直接施行の同意について……………	53
議案第 33 号	平成21年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	55
議案第 34 号	平成21年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	55
議案第 35 号	平成21年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特 別会計歳入歳出決算の認定について……………	55
議案第 36 号	平成21年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	55
議案第 37 号	平成21年度鎌倉市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	55
議案第 38 号	平成21年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	55
議案第 39 号	平成21年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	55
議案第 40 号	平成21年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	55
議案第 41 号	鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	56
議案第 42 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	69
議案第 43 号	鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	71

議案第 44 号	鎌倉市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第 45 号	平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）	75
議案第 46 号	平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	82
報告第 8 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	85
報告第 9 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	86
報告第 10 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	87
報告第 11 号	継続費の精算報告について	88
報告第 12 号	平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	90
報告第 13 号	平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について	91

議案第 21 号

平成22年度鎌倉市一般会計補正予算に関する
専決処分の承認について

次の平成22年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成22年7月5日に専決処分した。

よって、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成22年度鎌倉市一般会計
補正予算（第2号）

平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,261,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
80 繰越金		821,052千円	29,900千円	850,952千円
	5 繰越金	821,052	29,900	850,952
歳 入	合 計	58,231,400	29,900	58,261,300

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
55 教育費		6,946,720千円	29,900千円	6,976,620千円
	10 小学校費	1,265,860	29,900	1,295,760
歳 出 合 計		58,231,400	29,900	58,261,300

第2表 継続費補正

1 変更

	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
55 総務費	10 小学校費	第一小学校 体育館耐震 改修事業	千円		千円	千円		千円
			49,367	21	19,747	79,267	21	19,747
	22	29,620			22		59,520	

平成22年度鎌倉市一般会計歳入歳出
補正予算（第2号）事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
80 繰越金	821,052 円	29,900 円	850,952 円
歳入合計	58,231,400	29,900	58,261,300

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
55 教育費	6,946,720 円	29,900 円	6,976,620 円
歳出合計	58,231,400	29,900	58,261,300

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国(県)支出金	地 方 債	そ の 他	
冊	冊	冊	29,900 冊
			29,900

2 歳 入

(款) 80 繰越金

(項) 5 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
5 繰越金	冊 821,052	冊 29,900	冊 850,952

節		説	明
区	分		
5	前年度繰越金		冊 29,900

3 歳 出

(款) 55 教育費

(項) 10 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国(県) 支出金	地方債	その他
15 学校建設費	冊 354,328	冊 29,900	冊 384,228	冊	冊	冊
小学校費計	1,265,860	29,900	1,295,760			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
千 29,900	15 工事請負費	千 29,900	◎小学校施設整備の経費 防災対策事業
29,900			

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	補正区分	全 体 計 画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率		
				年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										一財	般源
						特 定 財 源			千円								
						国(県)支出金	地方債	その他									
55教育費	10小学校費	第一小学校体育館耐震改修事業	補正前	21	千円 19,747	千円 4,508	千円 7,900	千円	千円 7,339	千円	千円 19,747	千円 19,747	千円	40.0			
				22	29,620	6,762	11,900		10,958		29,620	29,620		60.0			
				計	49,367	11,270	19,800		18,297		19,747	29,620	49,367		100.0		
			補正後	21	19,747	4,508	7,900		7,339		19,747		19,747		24.9		
				22	59,520	6,762	11,900		40,858			59,520	59,520		75.1		
				計	79,267	11,270	19,800		48,197		19,747	59,520	79,267		100.0		

議案第 22 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	上 町 屋 字 谷 戸	792番3	上 町 屋 字 谷 戸	789番1	1.90~2.10	17.77	34.91	5

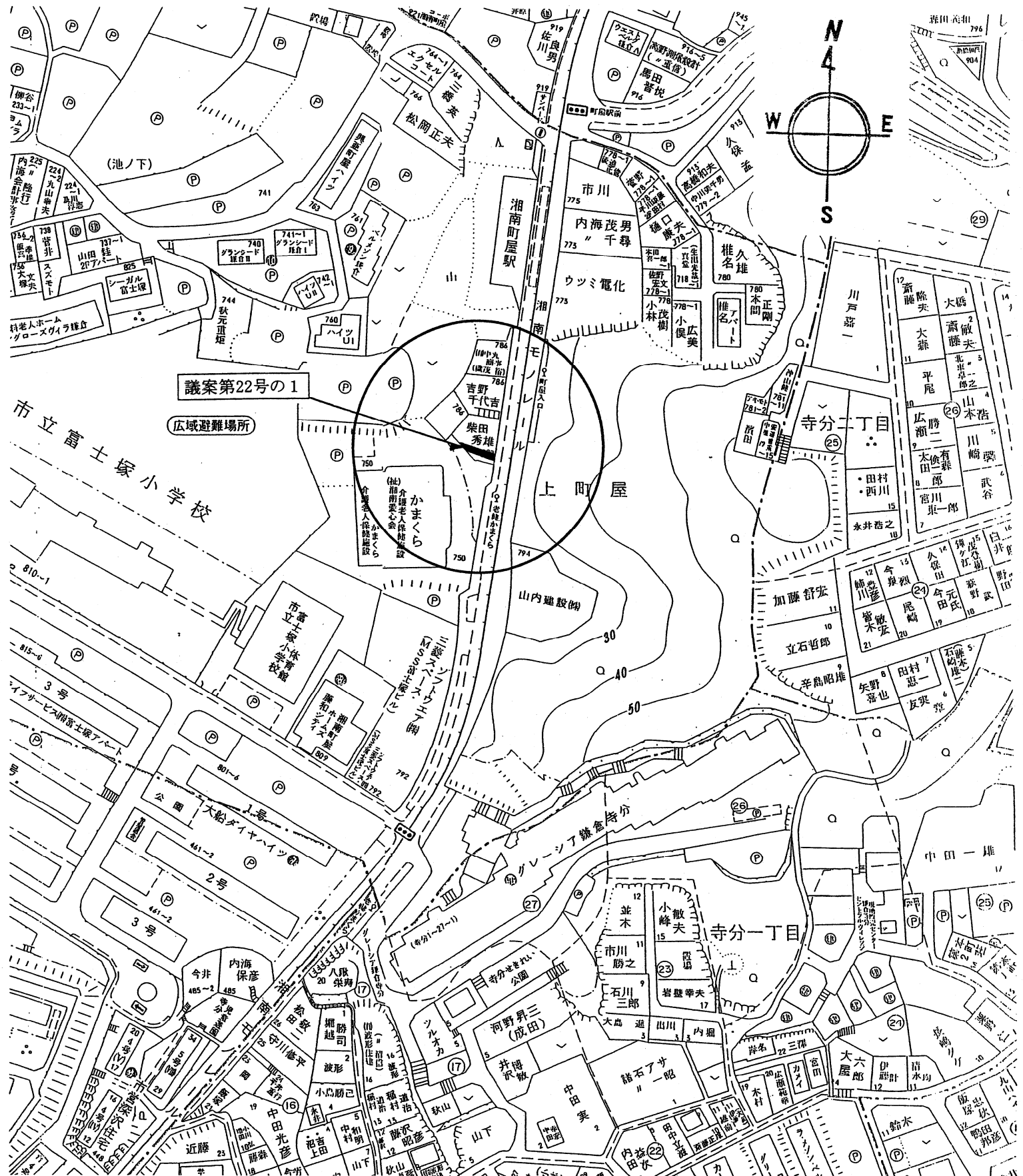
案内図

図面番号 5

凡例

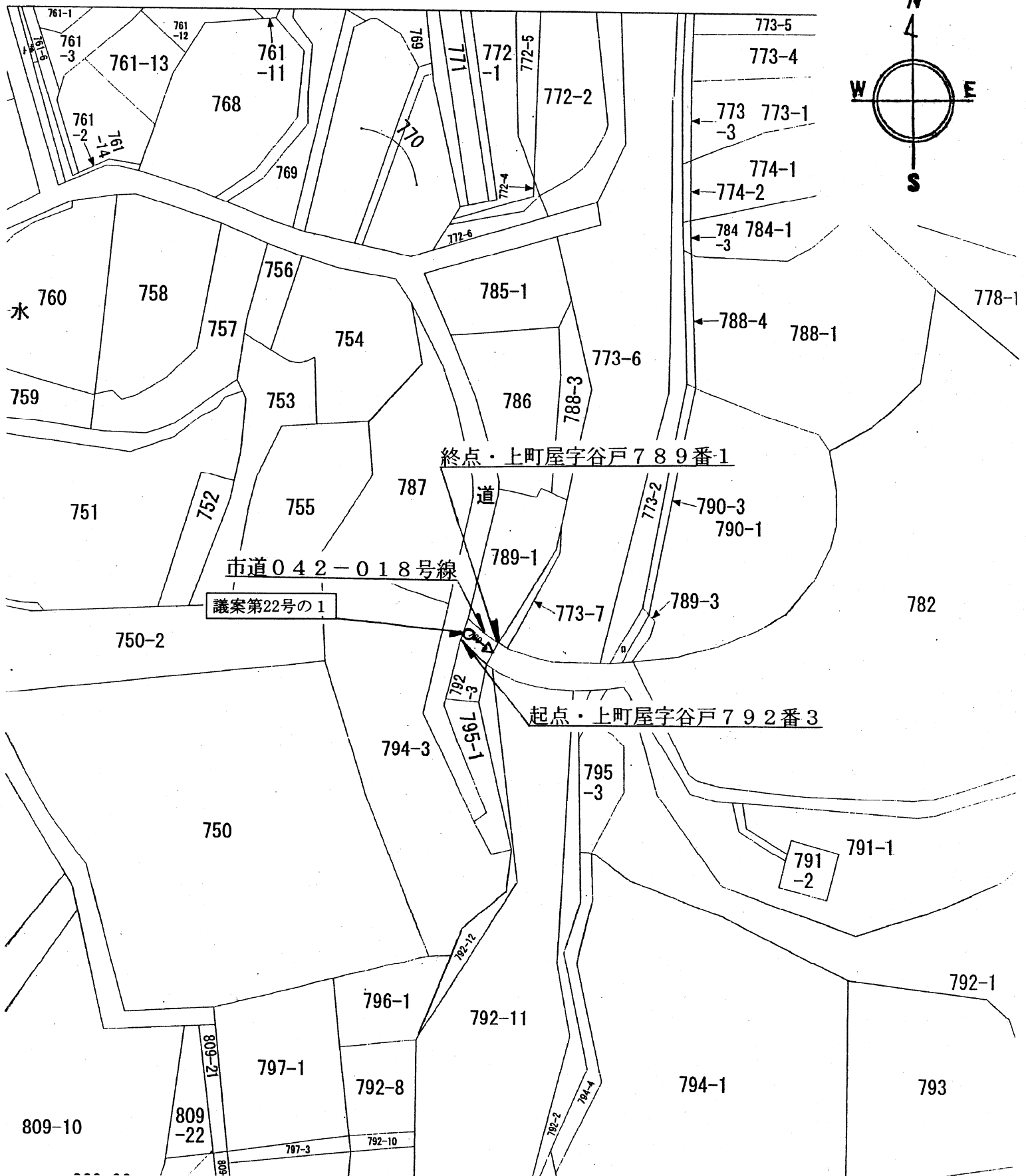
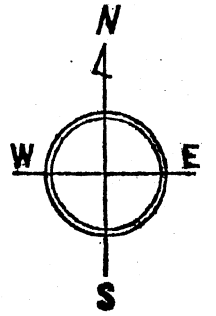


廃止箇所



公図写

図面番号 5



議案第 23 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成22年 9月 1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

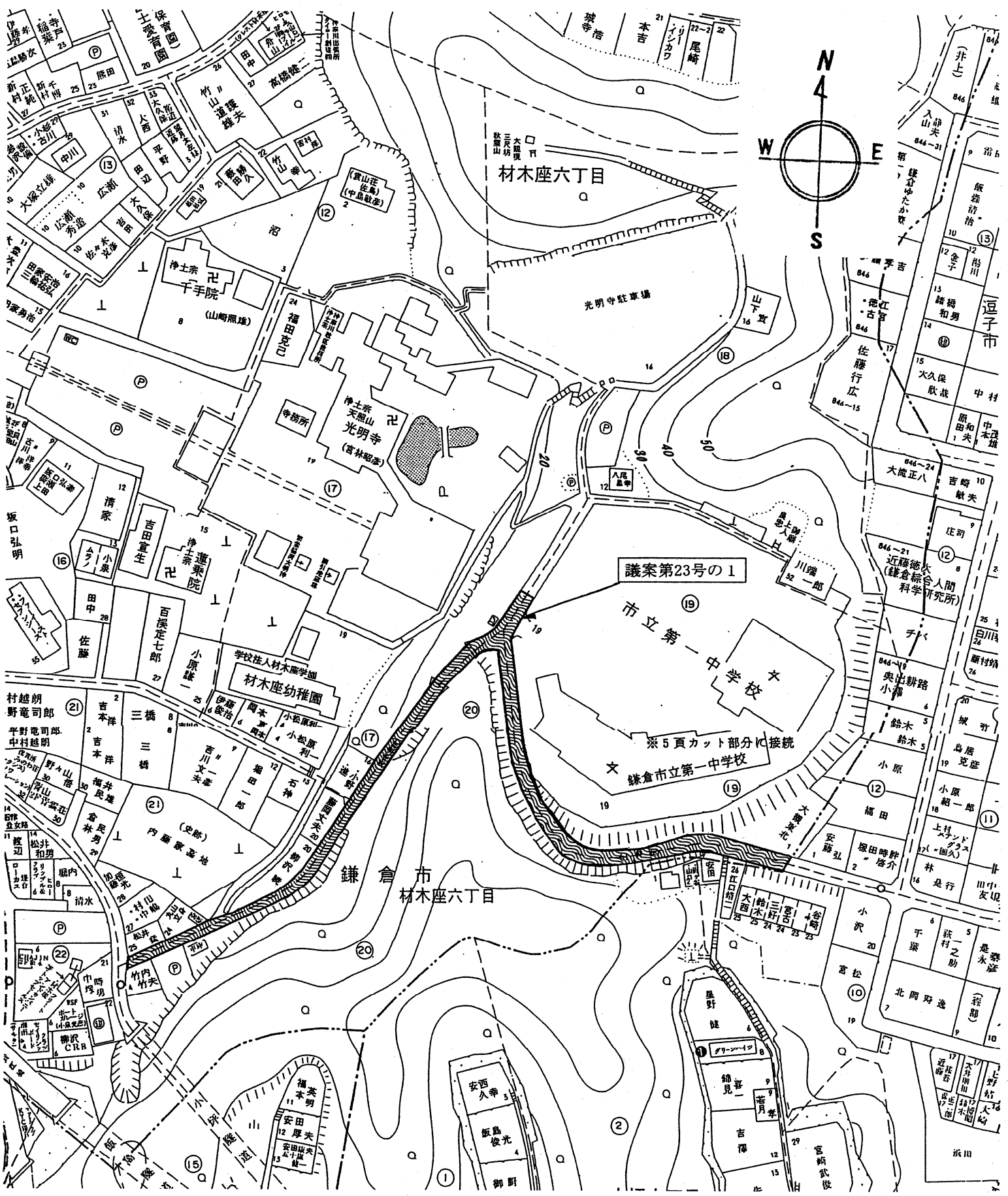
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	材木座 六丁目	850番2	材木座 六丁目	849番12	3.85～11.49	356.28	2,169.09	6
2	材木座 三丁目	157番11	材木座 三丁目	157番16	5.00～ 9.44	72.57	440.07	7
3	浄明寺 一丁目	605番35	浄明寺 一丁目	602番1	4.50～ 8.96	38.53	206.33	8
4	岩 瀬 字内耕地	853番2	岩 瀬 字内耕地	854番8	6.81～11.82	36.40	310.07	9

案内図

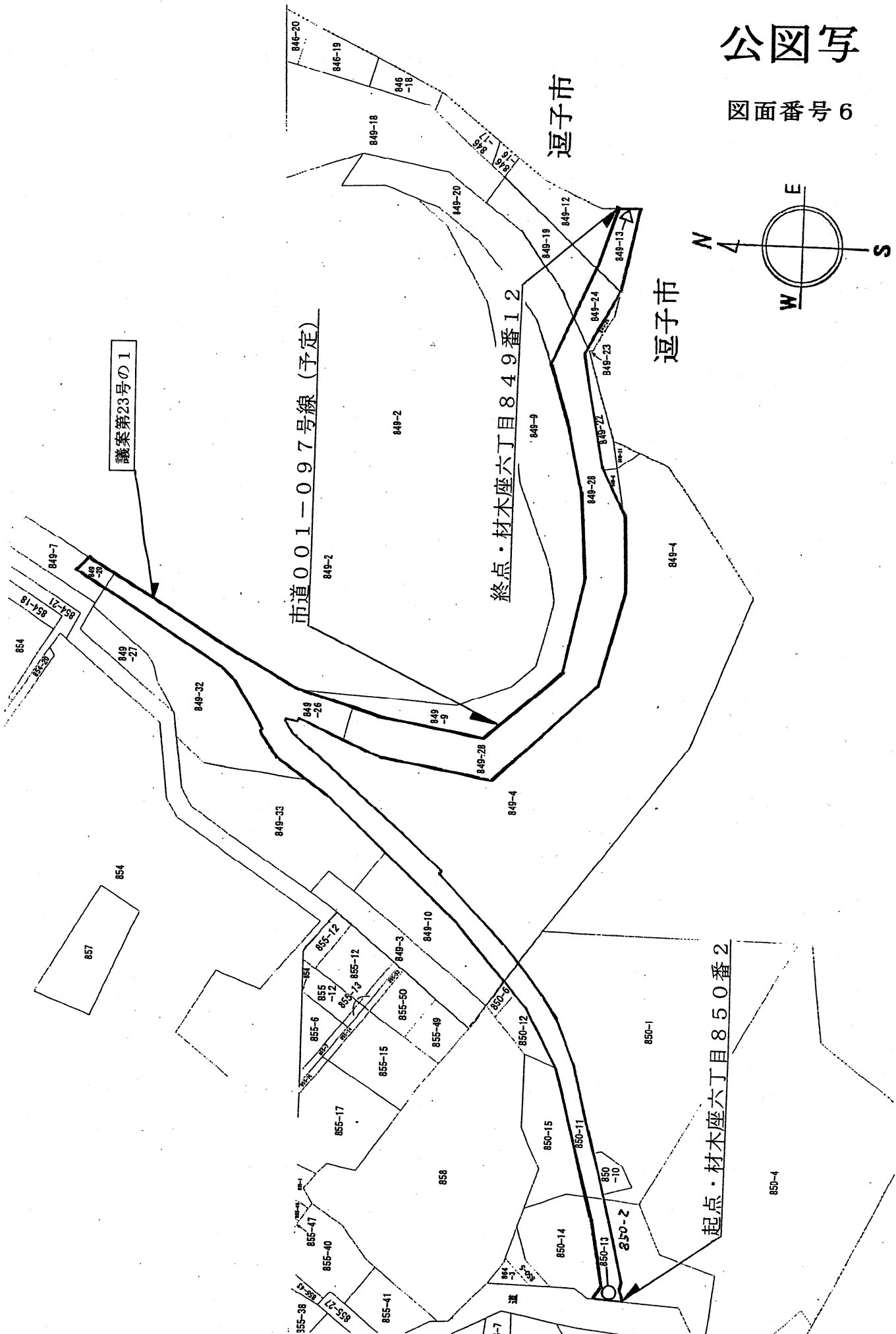
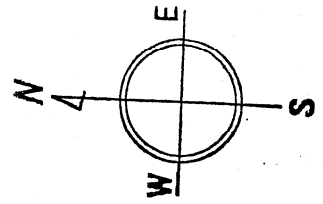
図面番号 6

凡例  認定箇所



公図写

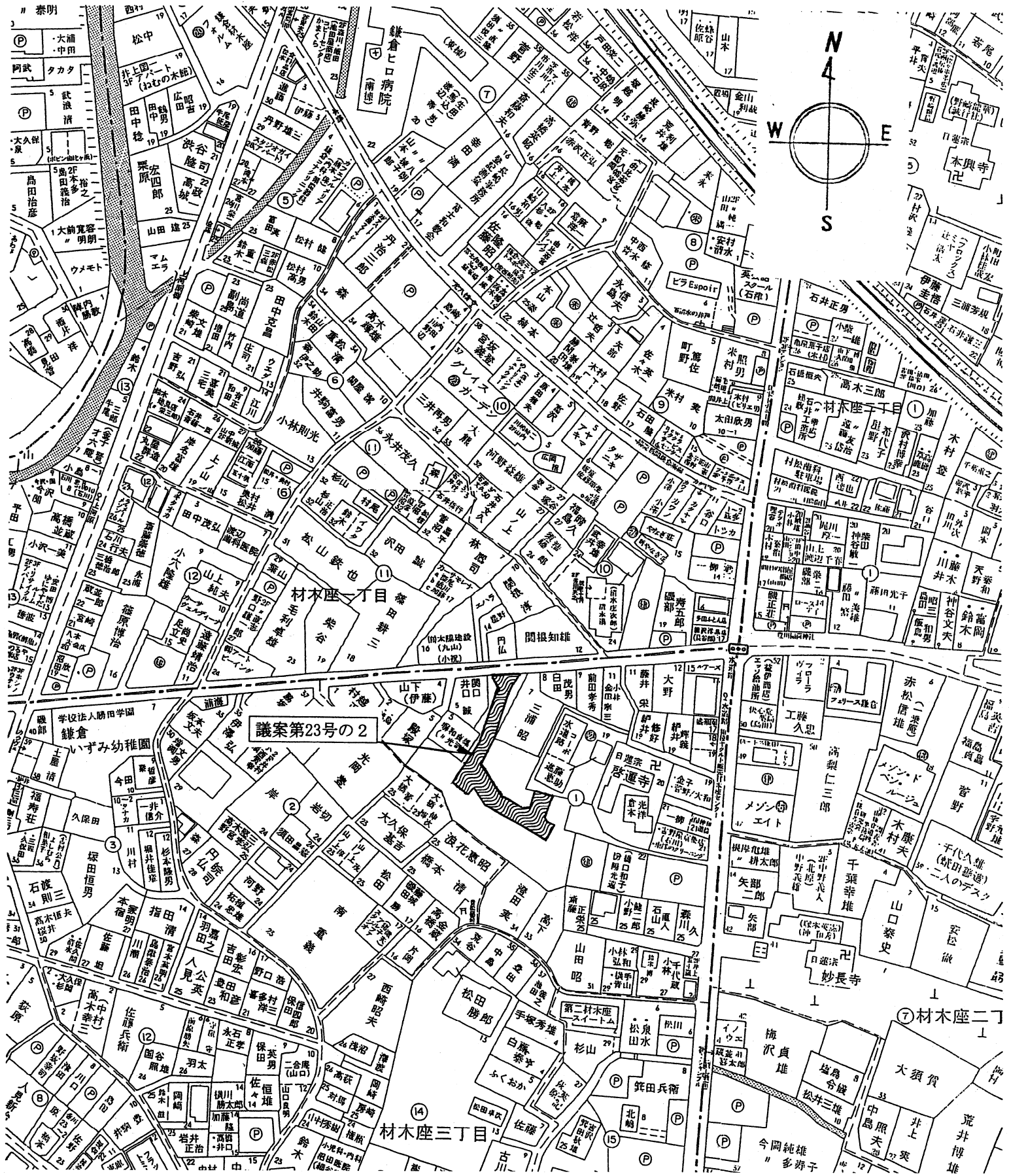
図面番号 6



案内図

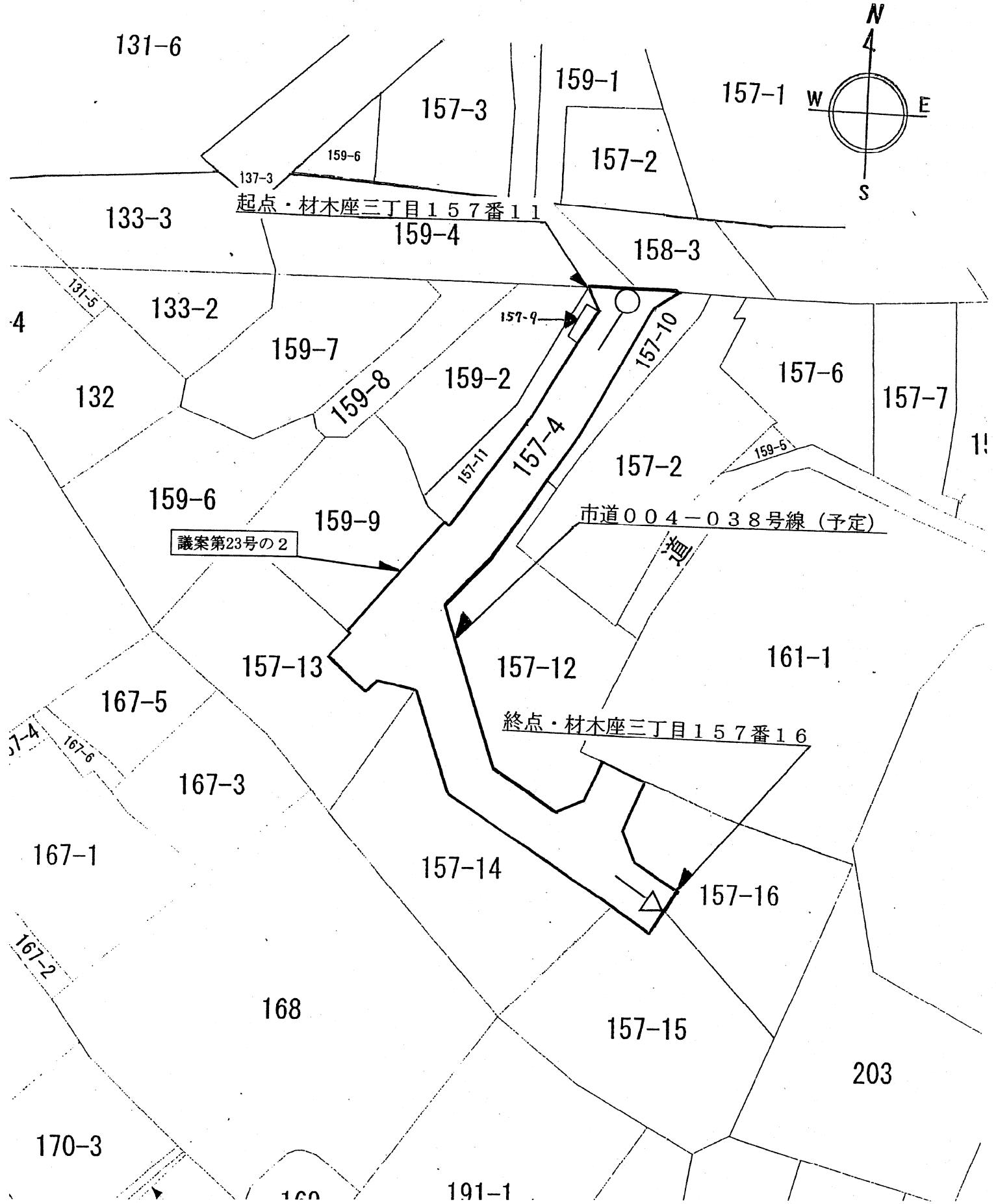
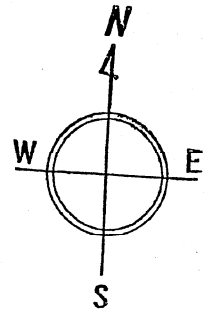
図面番号 7

凡例  認定箇所



公図写

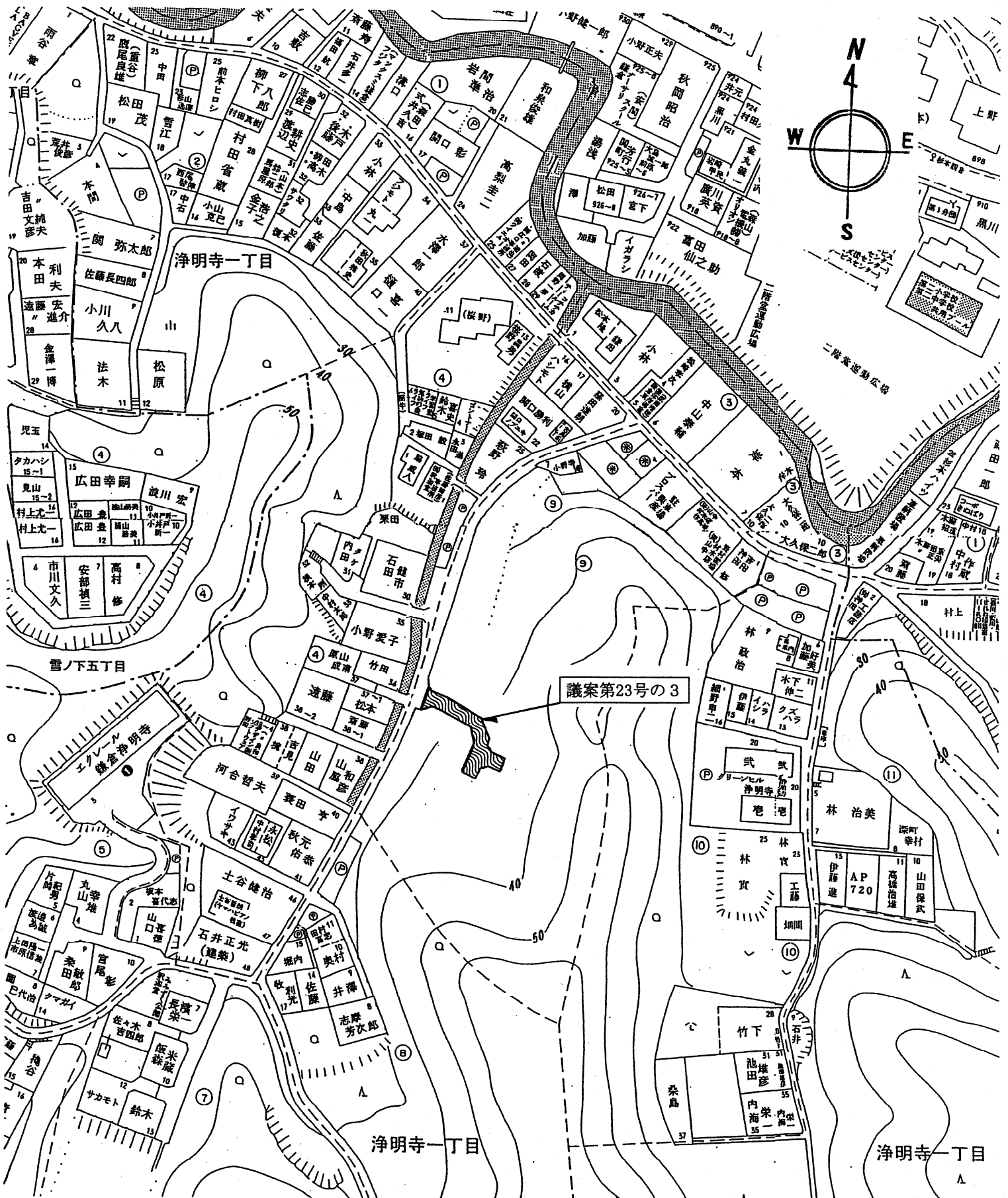
図面番号 7



案内図

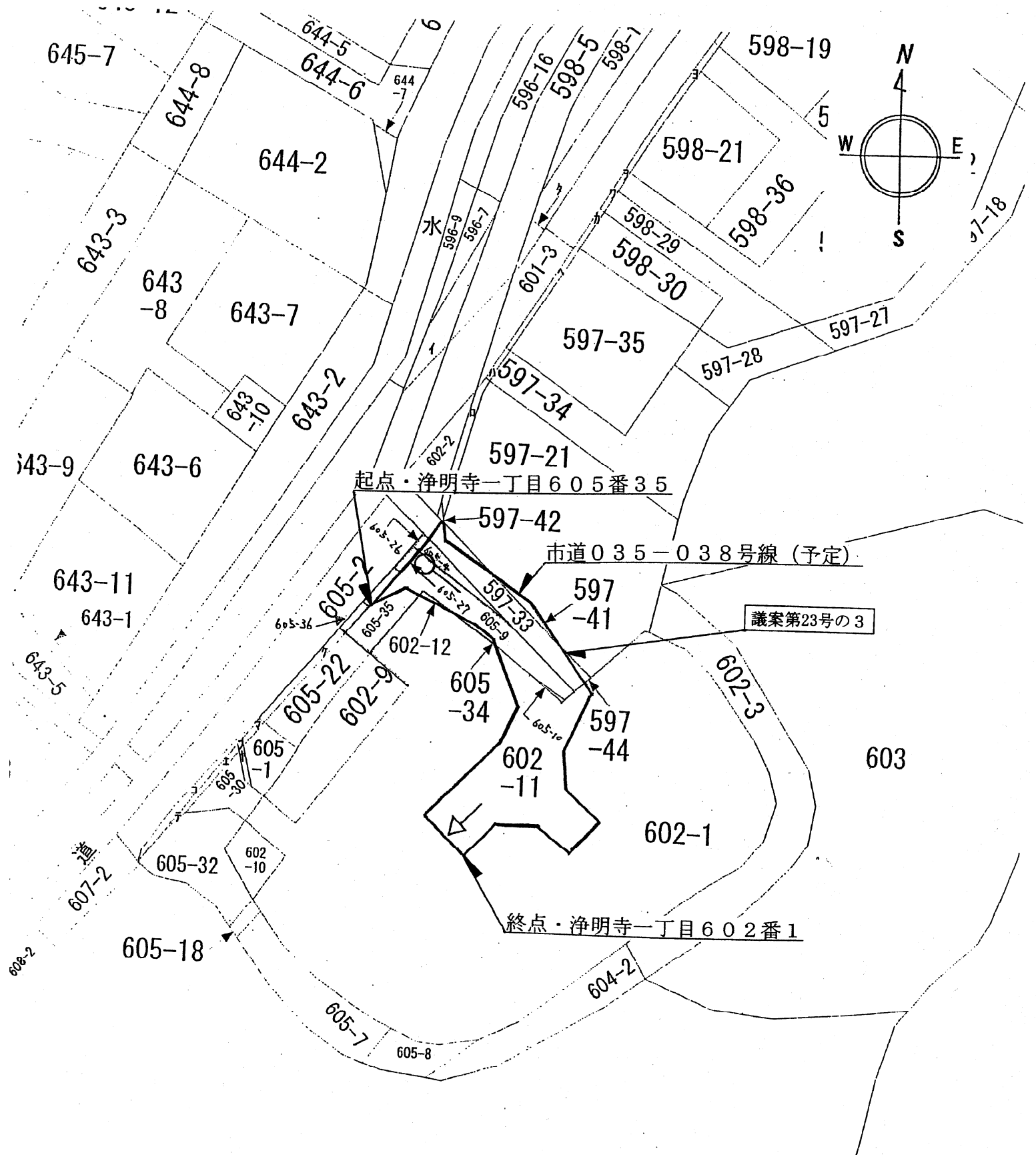
図面番号 8

凡例  認定箇所



公図写

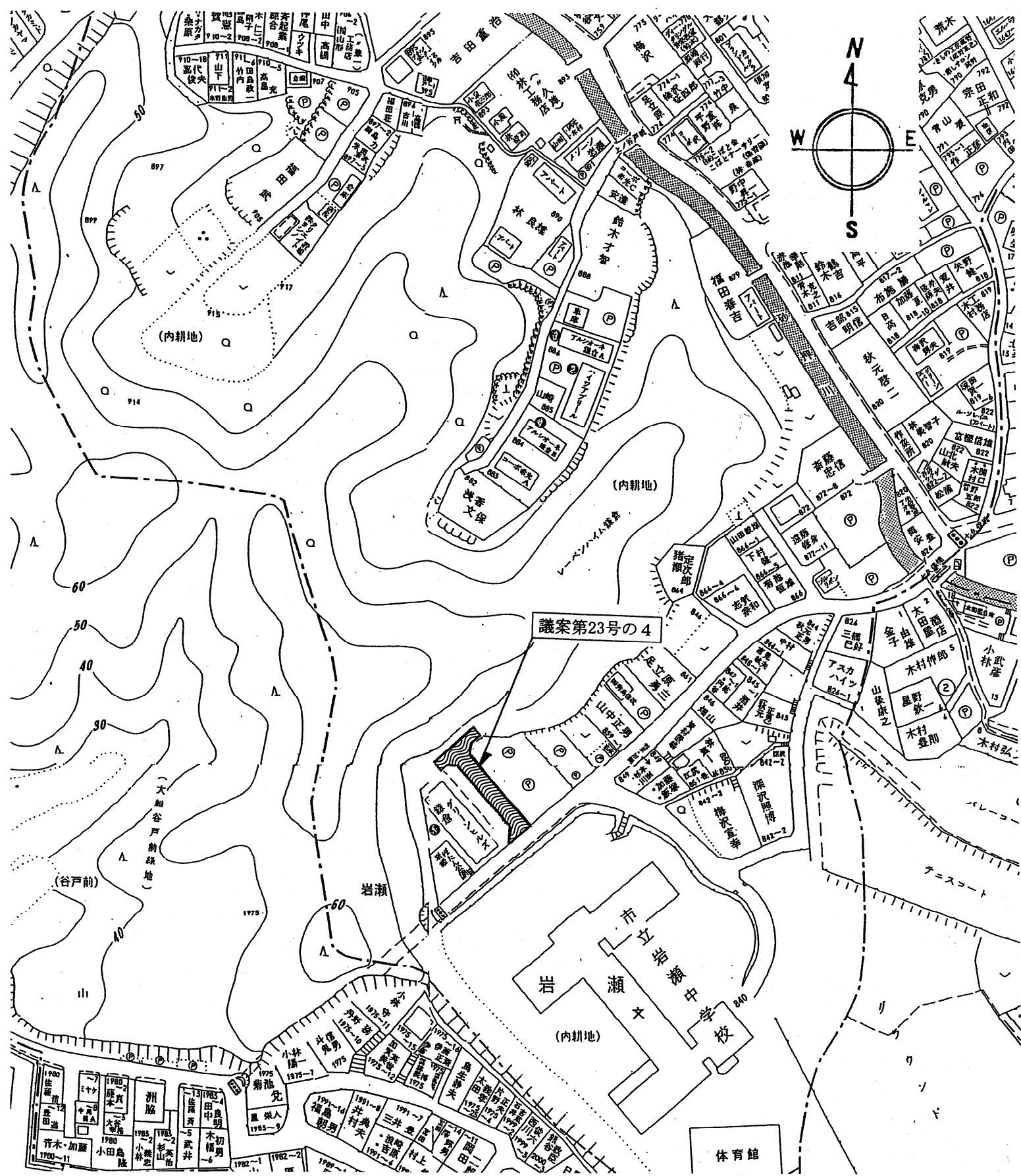
図面番号 8



案内図

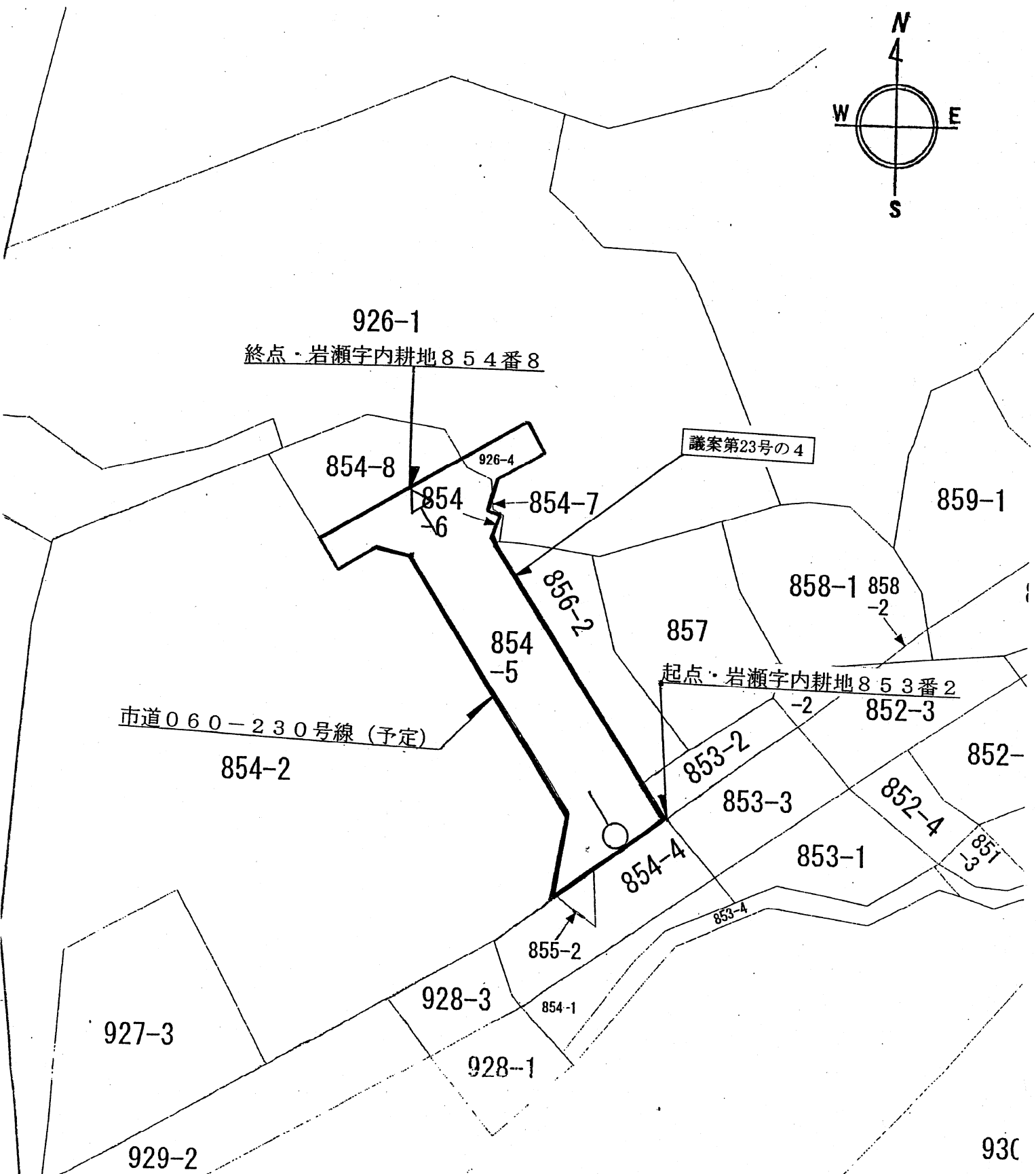
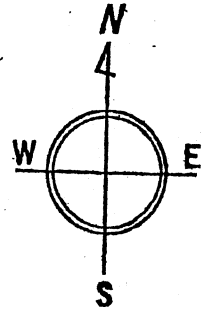
図面番号 9

凡例  認定箇所



公図写

図面番号 9



議案第 24 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成22年6月定例会議案第8号をもって議決された平成22年度腰越漁港改修整備工事の工事請負契約について、次のとおり変更するものとする。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	209,160,000円
(2) 変更による増額分	26,061,000円
(3) 変更後の契約金額	235,221,000円

「参 考」

工事請負変更仮契約書

工 事 名 称	平成22年度 腰越漁港改修整備工事										
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目9番 先										
請 負 代 金 額	■ 増額		¥	2	6	0	6	1	0	0	0
	□ 減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	2	4	1	0	0	0	
そ の 他	この契約のほかは原契約による										
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるもの とします。</p> <p>この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、 当該通知書に記載のとおりとします。</p> <p>ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの 間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札 参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指 名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないも のとしてします。</p> <p>この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものと し、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとしてします。</p>											

平成22年6月25日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のと
おり変更します。この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の
うえ各自1通を保有します。

平成 22 年 8 月 17 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇

Ⓜ

乙 横浜市西区北幸二丁目8番19号
西松建設株式会社 横浜営業所
所長 丸 寄 弘 石

Ⓜ

「参 考」
 (原契約書)

工事請負仮契約書

工 事 名 称	平成22年度 腰越漁港改修整備工事											
工 事 場 所	鎌倉市腰越二丁目9番 先											
請 負 代 金 額			¥	2	0	9	1	6	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額				¥	9	9	6	0	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第5条による（役務的保証）											
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 2 年 間											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるもの とします。</p> <p>この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付し、工事期間については、 当該通知書に記載のとおりとします。</p> <p>ただし、乙（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの 間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札 参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指 名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないも のとしてします。</p> <p>この場合において、甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償するものと し、乙に損害が発生した場合は、乙は甲に賠償請求できないものとしてします。</p>												

上記の工事について発注者「鎌倉市」を甲とし、請負者「西松建設株式会
社 横浜支店」を乙とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、
工事請負仮契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通
を保有します。

平成 22 年 5 月 25 日

甲 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 (印)

乙 横浜市西区北幸二丁目8番19号
 西松建設株式会社 横浜支店
 支店長 中 村 仁 丸 (印)

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
①仮設	仮設工事 有 無 (有)	手作業 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 有 無 (有)	手作業 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 有 無 (無)	手作業 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 有 無 (有)	手作業 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 有 無 (無)	手作業 手作業・機械作業の併用
⑥その他 (護岸撤去)	その他の工事 有 無 (有)	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 0 円 (税込)
(請負者の見積金額)
(注) 解体工事の場合のみ記載する

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 189,000 円 (税込)
(請負者の見積金額)

別 紙

特定建設資材 廃棄物の種類	施設 の 名 称	所 在 地
コンクリート塊	前田道路(株)横浜合材工場	横浜市栄区上郷町1563-30
建設発生木材	(株)大空リサイクルセンター	相模原市南区麻溝台にの原3120

- ※ 請負者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）
- ※ 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について記載する。

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌契第 147 号
平成22年7月1日

西松建設株式会社 横浜支店
支店長 中村 仁丸 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	平成22年度 腰越漁港改修整備工事 (仮契約締結日 平成 22 年 5 月 25 日)
議 決 年 月 日	平成 22 年 6 月 25 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 22 年 6 月 25 日
工 期	平成 22 年 6 月 29 日 から 平成 23 年 3 月 25 日 まで
注 意 事 項	請負金額 ￥209,160,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市腰越二丁目9番 先

議案第 25 号

物件供給契約の締結について

本市は、高規格救急自動車の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 物 件 名 高規格救急自動車（浄明寺）
- 2 契 約 数 量 1 台
- 3 契 約 金 額 18,249,000円
- 4 供給契約者 鎌倉市笛田一丁目1番25号
神奈川トヨタ自動車株式会社 鎌倉店
店長 幡 野 忠 夫

「参考」

物件供給仮契約書

物	品名	形状寸法	単位	数量	単価	金額
件	高規格救急自動車 (浄明寺)	トヨタ CBF-TRH226S-QFPDK-H 別紙仕様書のとおり	台	1	円 17,380,000	円 17,380,000
契約金額	¥ 1 8 2 4 9 0 0 0 円 (うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、869,000円)					
納入期限	平成 23 年 3 月 1 日					
契約保証金	契約金額の100分の 円 <input type="checkbox"/> 現金 <input checked="" type="checkbox"/> 免除 契約規則第5条 <input type="checkbox"/> 有価証券 第3号該当					
納入場所	鎌倉市役所 総務部 管財課					
かし担保責任期間	物件を甲に引き渡した日から起算して 1 年間					
1 この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付する。 2 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、契約金額に105分の5を乗じて得た額とする。						

上記の物件供給について鎌倉市を甲とし、神奈川トヨタ自動車株式会社 鎌倉店 を乙とし、次の条項により、仮契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲の指示に基づき、頭書の物件をその契約金額をもって納期内に甲の指定する場所に納入しなければならない。

(契約金額の支払)

第2条 乙は、次条の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは、所定の手続きに従って契約金額の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に鎌倉市指定金融機関において支払うものとする。

(検査及び引渡し)

第3条 乙は、物件を納入しようとするときは、納品書を甲に提出して、納入場所その他甲が指定する場所において甲の検査を受け、これに合格したときは、物件を甲に引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格の物件があるときは、乙は甲の指示する期間内に良品との交換、手直しその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第4条 乙の責に帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後甲は乙から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅滞日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する額とする。

(かし担保責任)

第5条 乙は、かし担保責任期間中、甲に対して契約物件の「かし」を補修し、又は他の良品と交換し、若しくはその「かし」によって生じた損害の賠償を行う責を負わなければならない。ただし、その「かし」が天災その他の不可抗力に起因したと甲が認めたときは、この限りでない。

(契約の変更)

第6条 甲は、必要と認めたときは、物件の品質、形状若しくは数量の変更又は契約期間の伸縮若しくは契約金額の増減をすることができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を甲の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(甲の契約解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 法令の規定により、登録を取り消され、又は営業の停止を命じられる等乙が契約者たる資格を欠いたとき。
 - (3) 前各号のほか契約者、その代理人又は使用人がこの契約事項及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金があるときは、契約保証金は甲の帰属とし、甲が契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定める。
- 3 甲は、第1項の規定による場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときはその賠償を請求することができる。

(乙の契約解除権)

第9条 乙は、第6条の規定により物品の品質、形状又は数量等の変更のため当該契約金額又は契約期間がそれぞれ2分の1以上減じたときは、当該契約の解除を請求することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(紛争の解決)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義ある事項については、鎌倉市契約規則の定めるところによるもののほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 22 年 8 月 4 日

甲 住所 鎌倉市御成町18番10号
氏名 鎌倉市
市長 松尾 崇 ㊟

乙 住所 鎌倉市笛田一丁目1番25号
氏名 神奈川トヨタ自動車株式会社 鎌倉店
店長 幡野 忠夫 ㊟

議案第 26 号

物件供給契約の締結について

本市は、高規格救急自動車の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 物 件 名 高規格救急自動車（七里ガ浜）
- 2 契 約 数 量 1 台
- 3 契 約 金 額 18,784,500円
- 4 供給契約者 鎌倉市笛田一丁目1番25号
神奈川トヨタ自動車株式会社 鎌倉店
店長 幡野 忠夫

「参考」

物件供給仮契約書

物	品名	形状寸法	単位	数量	単価	金額
件	高規格救急自動車 (七里ガ浜)	トヨタ CBF-TRH226S-QFPDK-H 別紙仕様書のとおり	台	1	円 17,890,000	円 17,890,000
契約金額	¥ 1 8 7 8 4 5 0 0 円 (うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、894,500円)					
納入期限	平成 23 年 3 月 1 日					
契約保証金	契約金額の100分の 円 <input type="checkbox"/> 現金 <input checked="" type="checkbox"/> 免除 契約規則第5条 <input type="checkbox"/> 有価証券 第3号該当					
納入場所	鎌倉市役所 総務部 管財課					
かし担保責任期間	物件を甲に引き渡した日から起算して 1 年間					
1 この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付する。 2 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、契約金額に105分の5を乗じて得た額とする。						

上記の物件供給について鎌倉市を甲とし、神奈川トヨタ自動車株式会社 鎌倉店 を乙とし、次の条項により、仮契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲の指示に基づき、頭書の物件をその契約金額をもって納期限内に甲の指定する場所に納入しなければならない。

(契約金額の支払)

第2条 乙は、次条の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは、所定の手続きに従って契約金額の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に鎌倉市指定金融機関において支払うものとする。

(検査及び引渡し)

第3条 乙は、物件を納入しようとするときは、納品書を甲に提出して、納入場所その他甲が指定する場所において甲の検査を受け、これに合格したときは、物件を甲に引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格の物件があるときは、乙は甲の指示する期間内に良品との交換、手直しその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第4条 乙の責に帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後甲は乙から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅滞日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する額とする。

(かし担保責任)

第5条 乙は、かし担保責任期間中、甲に対して契約物件の「かし」を補修し、又は他の良品と交換し、若しくはその「かし」によって生じた損害の賠償を行う責を負わなければならない。ただし、その「かし」が天災その他の不可抗力に起因したと甲が認めたときは、この限りでない。

(契約の変更)

第6条 甲は、必要と認めたときは、物件の品質、形状若しくは数量の変更又は契約期間の伸縮若しくは契約金額の増減をすることができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を甲の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(甲の契約解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 法令の規定により、登録を取り消され、又は営業の停止を命じられる等乙が契約者たる資格を欠いたとき。
 - (3) 前各号のほか契約者、その代理人又は使用人がこの契約事項及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金があるときは、契約保証金は甲の帰属とし、甲が契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定める。
- 3 甲は、第1項の規定による場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときはその賠償を請求することができる。

(乙の契約解除権)

第9条 乙は、第6条の規定により物品の品質、形状又は数量等の変更のため当該契約金額又は契約期間がそれぞれ2分の1以上減じたときは、当該契約の解除を請求することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(紛争の解決)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義ある事項については、鎌倉市契約規則の定めるところによるもののほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 22 年 8 月 4 日

甲 住所 鎌倉市御成町18番10号
氏名 鎌倉市
市長 松尾 崇 ㊟

乙 住所 鎌倉市笛田一丁目1番25号
氏名 神奈川トヨタ自動車株式会社 鎌倉店
店長 幡野 忠夫 ㊟

議案第 27 号

物件供給契約の締結について

本市は、高規格救急自動車積載医療用具一式の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

平成22年 9 月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 物 件 名 高規格救急自動車積載医療用具一式
- 2 契 約 数 量 2 台分
- 3 契 約 金 額 24,990,000円 (12,495,000円×2)
- 4 供 給 契 約 者 藤沢市善行七丁目3番5号
株式会社 ワコー商事
代表取締役 長 田 文 夫

「参 考」

物件供給仮契約書

名 称	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額
製造物件 高規格救急自動車 積載医療用具一式 (浄明寺)	別紙仕様書のとおり	式	1	円 11,900,000	円 12,495,000
契 約 金 額	¥ 1 2 4 9 5 0 0 0 円 (うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、595,000円)				
納 入 期 限	平成 23 年 3 月 1 日				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の 円 <input type="checkbox"/> 現 金 <input checked="" type="checkbox"/> 免除 契約規則第5条 <input type="checkbox"/> 有価証券 第 3 号該当				
納 入 場 所	鎌倉市消防本部				
かし担保責任期間	甲に引き渡した日から起算して 1 年 間				
1 この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付する。 2 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、契約金額に105分の5を乗じて得た額とする。					

上記の物件供給について鎌倉市を甲とし、株式会社 ワコー商事 を乙とし、次の条項により、仮契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲の指示に基づき、頭書の物件をその契約金額をもって納期限内に甲の指定する場所に納入しなければならない。

(契約金額の支払)

第2条 乙は、次条の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは、所定の手続きに従って契約金額の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に鎌倉市指定金融機関において支払うものとする。

(検査及び引渡し)

第3条 乙は、物件を納入しようとするときは、納品書を甲に提出して、納入場所その他甲が指定する場所において甲の検査を受け、これに合格したときは、物件を甲に引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格の物件があるときは、乙は甲の指示する期間内に良品との交換、手直しその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第4条 乙の責に帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後甲は乙から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅滞日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する額とする。

(かし担保責任)

第5条 乙は、かし担保責任期間中、甲に対して契約物件の「かし」を補修し、又は他の良品と交換し、若しくは、その「かし」によって生じた損害の賠償を行う責を負わなければならない。ただし、その「かし」が天災その他の不可抗力に起因したと甲が認めたときは、この限りでない。

(契約の変更)

第6条 甲は、必要と認めたときは、物件の品質、形状若しくは数量の変更又は契約期間の伸縮若しくは契約金額の増減をすることができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を甲の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(甲の契約解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約期限内に契約履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 法令の規定により、登録を取り消され、又は営業の停止を命じられる等乙が契約者たる資格を欠いたとき。
 - (3) 前各号のほか契約者、その代理人又は使用人がこの契約事項及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合は、契約保証金があるときは、契約保証金は甲の帰属とし、甲が契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定める。
- 3 甲は、第1項の規定による場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときはその賠償を請求することができる。

(乙の契約解除権)

第9条 乙は、第6条の規定により物品の品質、形状等の変更のため当該契約金額又は契約期間がそれぞれ2分の1以上減じたときは、当該契約の解除を請求することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(紛争の解決)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義ある事項については、鎌倉市契約規則の定めるところによるもののほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 22 年 8 月 4 日

甲 住所 鎌倉市御成町18番10号
氏名 鎌倉市
市長 松尾 崇 ㊟

乙 住所 藤沢市善行七丁目3番5号
氏名 株式会社 ワコー商事
代表取締役 長田 文夫 ㊟

「参考」

物件供給仮契約書

名 称	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額
製造物件 高規格救急自動車 積載医療用具一式 (七里ガ浜)	別紙仕様書のとおり	式	1	円 11,900,000	円 12,495,000
契 約 金 額	¥ 1 2 4 9 5 0 0 0 円 (うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、595,000円)				
納 入 期 限	平成 23 年 3 月 1 日				
契 約 保 証 金	契約金額の100分の 円 <input type="checkbox"/> 現 金 <input checked="" type="checkbox"/> 免除 契約規則第5条 <input type="checkbox"/> 有価証券 第3号該当				
納 入 場 所	鎌倉市消防本部				
かし担保責任期間	甲に引き渡した日から起算して 1 年 間				
1 この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとする。この場合甲は、議決された旨の通知書を乙に送付する。 2 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、契約金額に105分の5を乗じて得た額とする。					

上記の物件供給について鎌倉市を甲とし、株式会社 ワコー商事 を乙とし、次の条項により、仮契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲の指示に基づき、頭書の物件をその契約金額をもって納期内に甲の指定する場所に納入しなければならない。

(契約金額の支払)

第2条 乙は、次条の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは、所定の手続きに従って契約金額の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に鎌倉市指定金融機関において支払うものとする。

(検査及び引渡し)

第3条 乙は、物件を納入しようとするときは、納品書を甲に提出して、納入場所その他甲が指定する場所において甲の検査を受け、これに合格したときは、物件を甲に引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格の物件があるときは、乙は甲の指示する期間内に良品との交換、手直しその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第4条 乙の責に帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後甲は乙から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅滞日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する額とする。

(かし担保責任)

第5条 乙は、かし担保責任期間中、甲に対して契約物件の「かし」を補修し、又は他の良品と交換し、若しくは、その「かし」によって生じた損害の賠償を行う責を負わなければならない。ただし、その「かし」が天災その他の不可抗力に起因したと甲が認めたときは、この限りでない。

(契約の変更)

第6条 甲は、必要と認めたときは、物件の品質、形状若しくは数量の変更又は契約期間の伸縮若しくは契約金額の増減をすることができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を甲の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(甲の契約解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約期限内に契約履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 法令の規定により、登録を取り消され、又は営業の停止を命じられる等乙が契約者たる資格を欠いたとき。
 - (3) 前各号のほか契約者、その代理人又は使用人がこの契約事項及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金があるときは、契約保証金は甲の帰属とし、甲が契約解除により損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定める。
- 3 甲は、第1項の規定による場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときはその賠償を請求することができる。

(乙の契約解除権)

第9条 乙は、第6条の規定により物品の品質、形状等の変更のため当該契約金額又は契約期間がそれぞれ2分の1以上減じたときは、当該契約の解除を請求することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(紛争の解決)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義ある事項については、鎌倉市契約規則の定めるところによるもののほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 22 年 8 月 4 日

甲 住所 鎌倉市御成町18番10号
氏名 鎌倉市
市長 松尾 崇 ㊟

乙 住所 藤沢市善行七丁目3番5号
氏名 株式会社 ワコー商事
代表取締役 長田 文夫 ㊟

委託料請求事件への独立当事者参加について

委託料請求事件について、次のとおり横浜地方裁判所に独立当事者参加を申し出るものとする。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

参加申出人	鎌倉市
原告	川崎市高津区北見方三丁目14番1号 イマムラ企画株式会社 代表取締役 今村 博由
被告（相手方）	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目1番8号 株式会社 アベエキスプレス 代表取締役 阿部 健司

2 参加申出の要旨

平成21年5月8日に上記被告である株式会社アベエキスプレスと締結した「広報かまくら」「かまくら議会だより」「こども版広報かまくら」配布委託業務については、業務が適切に履行されないことから同年9月8日に契約の解除を行った。市は、この解除により被った損害について株式会社アベエキスプレスに対して賠償請求を行ったが、支払いはなく、督促を行うも現在に至るまで支払われていない。

この様な状況にあつて、株式会社アベエキスプレスは、当該業務の下請け業者で、上記原告であるイマムラ企画株式会社と委託料の支払いについての裁判を行つており、市の株式会社アベエキスプレスに対する損害賠償の存否及び金額を確定しておく必要があるとして、平成22年6月17日付けで市に訴訟告知が行われた。

市が株式会社アベエキスプレスに求めている損害賠償は、訴訟告知を受けた裁判の結果によっては、当該損害賠償に関する権利を喪失する可能性もある。権利を喪失させないため、市は株式会社アベエキスプレスを相手方として、裁判で損害賠償を請求することとし、この裁判に単なる補助参加ではなく、独立当事者参加の申出をしようとするものである。

「参 考」

事 件 の 概 要

市は、平成21年度の「広報かまくら」「かまくら議会だより」「子ども版広報かまくら」(以下「「広報かまくら」等」という。)配布業務を一般競争入札により株式会社アベエキスプレスと平成21年5月8日に契約を締結(15,152,009円)した。

本契約に基づき株式会社アベエキスプレスは、「広報かまくら」等を全戸配布することになっていたにもかかわらず、6月15日号の配布業務では、期日までに広報紙が届かず大量の遅配が発生し、市は本契約に定める違約金を徴収した。また、その後も多くの市民から「広報紙が届かない」との連絡を受け、市は、口頭による改善要請だけでなく、平成21年7月24日には、文書にて改善要請を行い、「業務改善されない状況が続く場合には契約解除の手続きをする場合もある旨」の通知を行った。

これに対し、株式会社アベエキスプレスからは、「再発防止に向け再度業務改善を実施するとともに、配布員の教育・指導を行い配布業務の品質改善に努める」として具体的な改善策が示されたが、その後の8月1日号の配布でも、前回(7月15日号)よりも多くの未配の苦情が市に寄せられたため、市は、改めて株式会社アベエキスプレスに対し文書(平成21年8月11日付け)にて改善策への対応の確認と業務履行の要請に加え、業務が履行されない場合には契約を解除する旨の通告を行った。

株式会社アベエキスプレスは、これに対しても「今後の業務実施においては、地元在住の配布員の増強を行い、一件ずつ確実な配布を行う」との回答を文書にて行ったが、その後(9月1日号)の配布業務においても、依然として多くの市民から配布漏れの苦情が市に寄せられた。

このため、市は、これまでの経緯を踏まえ、今後の業務改善は困難であると判断し、平成21年9月8日に本契約の解除を通知した。また、これに伴い10月15日には、市が被った損害（本契約と新規に別業者と締結した契約金額との差額1,177,474円）を株式会社アベエキスプレスに賠償請求を行ったが、指定した期日までには支払いが行われなかった。その後、2回に渡り督促を行ったが株式会社アベエキスプレスは現在まで支払いを行っていない。

一方、株式会社アベエキスプレスは広報紙等の配布業務を実質的に行っていたというイマムラ企画株式会社から、同社が行った配布業務に対する委託料の支払いを求める訴訟を提起され（平成22年4月8日）、委託料請求事件として、現在横浜地方裁判所で裁判が行われている。

この裁判は、株式会社アベエキスプレスから委託を受け「広報かまくら」（8月15日号・9月1日号）を配布したイマムラ企画株式会社が、この委託料の支払いを求めているもので、株式会社アベエキスプレスは「イマムラ企画株式会社の債務不履行（配布漏れ）により市との元契約を解除され、市から損害賠償を請求されている。また、予定していた配布業務を喪失し、それに相当する報酬を失い、その逸失利益の損害を被った。これを委託料で相殺する。」という内容のものである。この裁判においては、市が株式会社アベエキスプレスに対し請求している損害賠償の存否及び金額が重要な争点となるとして、株式会社アベエキスプレスは市に対し、平成22年6月17日付けで訴訟告知書を送付し、市は同24日にこれを受け取った。この裁判は、平成22年6月10日に第1回口頭弁論期日が開かれ、第2回の7月27日には、上記内容で株式会社アベエキスプレスがイマムラ企画株式会社に対し反訴を提起している。

議案第 29 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更
に係る協議について

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、次のとおり関係市町村と協議するものとする。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

関係市町村の負担金のうち、共通経費における均等割の負担割合について変更が必要と認められるため、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて関係市町村と協議する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により提案するものである。

「参 考」

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年神奈川県指令市町第4号）の一部を次のように変更する。

別表第3中「100分の10」を「100分の5」に、「100分の45」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

指定管理者の指定について

鎌倉市芸術館の指定管理者を、次のとおり指定するものとする。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

鎌倉芸術館

2 指定管理者となる団体

東京都港区元赤坂一丁目2番3号

サントリーパブリシティサービスグループ

共同事業体代表者

サントリーパブリシティサービス株式会社

代表取締役社長 眞 鍋 清 嗣

3 指 定 の 期 間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第 31 号

都市公園を設置すべき区域の決定について

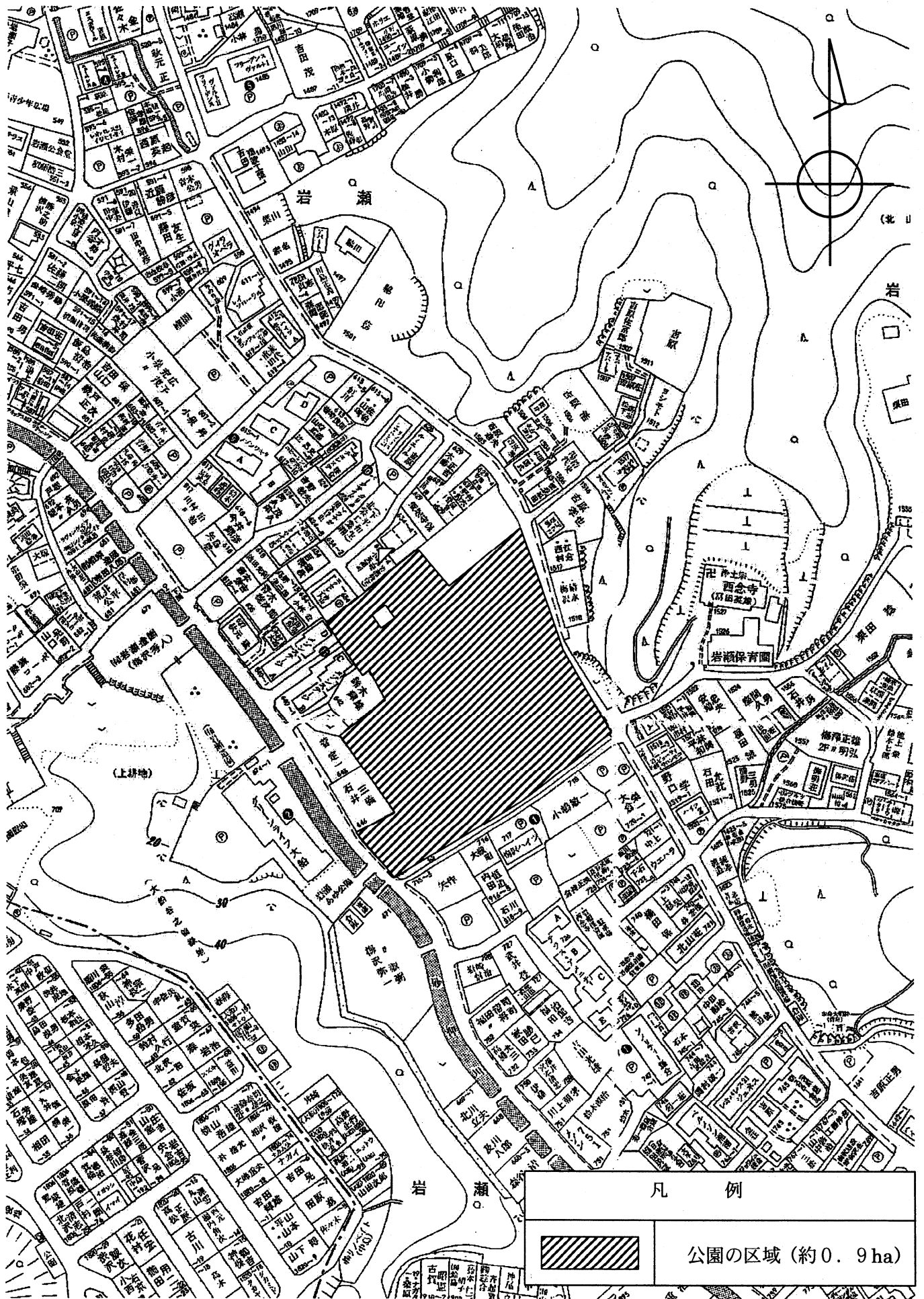
都市公園法第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を定めるにつき、同条第5項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 公園の名称 岩瀬下関防災公園
- 2 公園の区域 鎌倉市岩瀬字上耕地630番1外23筆の一部
(別図中斜線で示す部分)
- 3 公園の種別 近隣公園

公園の区域



議案第 32 号

岩瀬下関地区防災公園街区整備事業の事業区域に
おける公園事業の直接施行の同意について

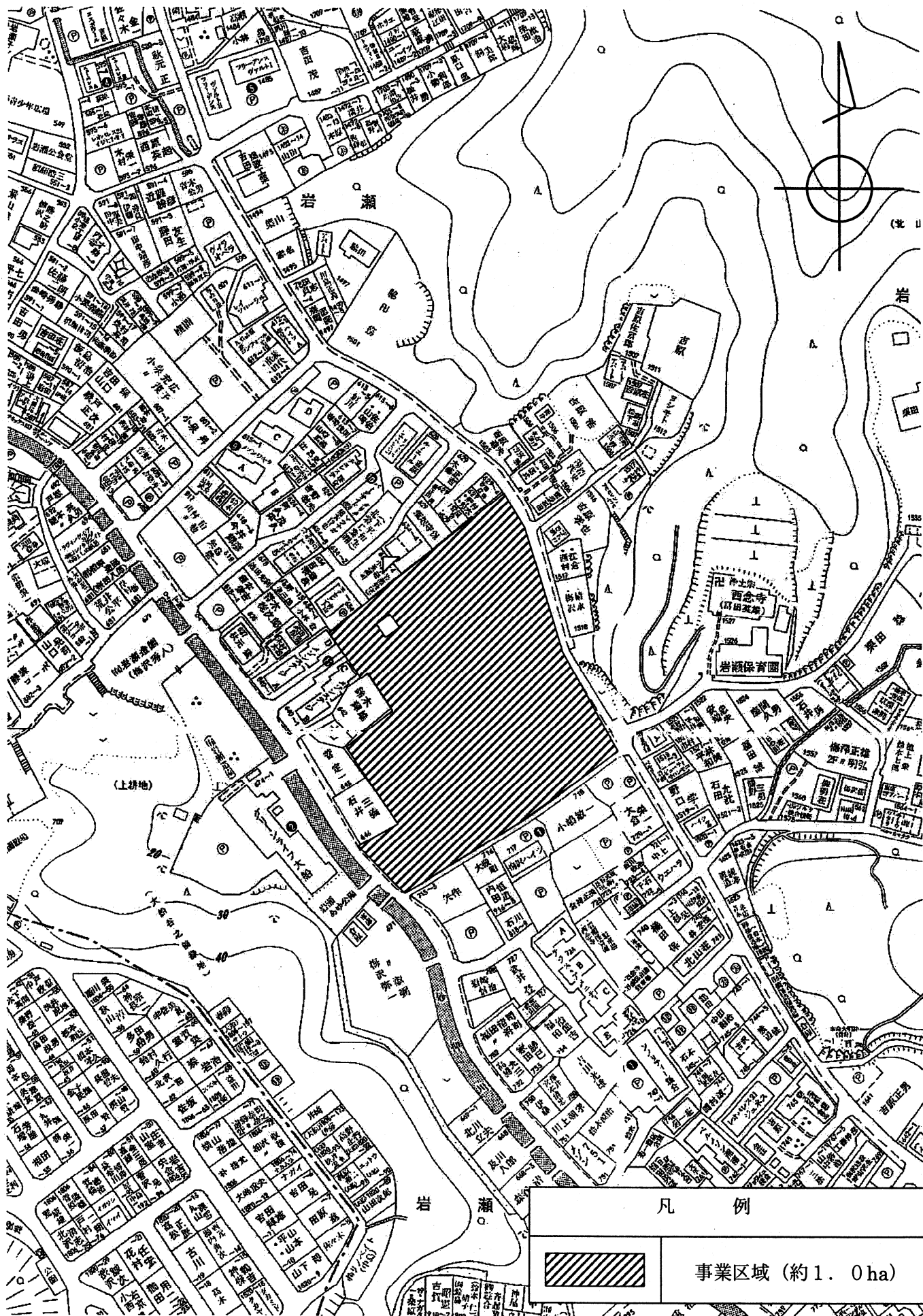
独立行政法人都市再生機構法第18条第1項の規定に基づき、岩瀬下関地区防災公園街区整備事業の事業区域における公園事業を独立行政法人都市再生機構が直接施行をすることに同意するため、同条第3項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 公園の名称 岩瀬下関防災公園
- 2 事業の名称 岩瀬下関地区防災公園街区整備事業
- 3 事業区域 鎌倉市岩瀬字上耕地630番1外23筆
(別図中斜線で示す部分)

事業区域



- 議案第 33 号 平成21年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 34 号 平成21年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 35 号 平成21年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 36 号 平成21年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 37 号 平成21年度鎌倉市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 38 号 平成21年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 39 号 平成21年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 40 号 平成21年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の平成21年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の付属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

平成22年 9 月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 決算付属書
- 3 主なる施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 41 号

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成22年 9 月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国家公務員に準じて、退職手当制度の一層の適正化を図るため、
退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けるとともに、
雇用保険法の改正に伴う引用条項等の整備を行おうとするものであ
る。

鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の退職手当に関する条例（昭和30年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支払）

第2条の3 この条例の規定による退職手当は、この条例の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法又は口座振替の方法により支払うことができる。

2 次条及び第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算し

て1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第3条第2項中「退職した者」の次に「(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)」を加える。

第5条の2第2項中「第7条の4第4項、第8条第3項又は第12条の4の規定に該当するもの」を「この条例の規定により退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員）」を「第7条第6項の規定により職員としての引き続きた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等）」に改める。

第6条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の $\frac{1}{2}$ に相当する額
第6条の4第4項第2号の次に次の3号を加える。

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの
0

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の $\frac{1}{2}$ に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

第6条の5中「第2条の2」を「第2条の4」に改める。

第7条第3項中「第8条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め、同条第5項第1号中「第12条の4」を「第19条第2項」に改める。

第8条を削る。

第7条の4の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第4項を削り、同条を第8条とする。

第10条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改め、同条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

第11条を次のように改める。

（定義）

第11条 本条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 市長等 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例の規定により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第18条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた任命権者をいう。

第11条の2を削る。

第12条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長等は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 市長等は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 市長等は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を鎌倉市公告式条例（昭和25年8月条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第13条を第20条とする。

第12条の2から第12条の5までを削り、第12条の次に次の7条を加える。

（退職手当の支払の差止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長等は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長等は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は市長等がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 市長等が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を

受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、市長等は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、市長等に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた市長等は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

- 6 第3項の規定による支払差止処分を行つた市長等は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、市長等が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。）において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長等は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
 - (3) 市長等が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、市長等は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - 3 市長等は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 鎌倉市行政手続条例（平成10年12月条例第16号。以下「行政手続条例」という。）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
 - 5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
 - 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長等は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これ

らの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 市長等が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けらるべき行為をしたと認められたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、市長等は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 市長等は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けらるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、市長等は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、市長等が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、市長等は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第14条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、市長等は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事

件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長等は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長等は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、市長等は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あ

るときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当審査会)

第18条 市長等の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、市長の附属機関として、鎌倉市退職手当審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 市長等は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は市長等にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、規則で定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第19条 職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等として

の勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

- 3 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鎌倉市職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 鎌倉市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「第2条の2」を「第2条の4」に改める。

付則第3項中「第7条の4第1項」を「第8条第1項」に改める。

議案第 42 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、法人の解散に係る清算所得課税が
廃止されたこと等により必要な整備を行おうとするものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項の表第1項中「純資産額）」の次に「をいう。以下この節において同じ。」を加え、同条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第23条の6第1項第1号中「資本の金額若しくは出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額（以下本条において「資本等の合計額」という。）」を「資本金等の額」に改め、同項第2号中「資本等の合計額」を「資本金等の額」に改め、同条第2項中「資本等の合計額」を「資本金等の額」に改め、「り、法人が解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）した場合における清算中の各事業年度の法人の市民税にあつては、その解散の日の現況によ」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第20条第2項の改正規定及び第23条の6の改正規定（同条第2項の改正規定（「り、法人が解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）した場合における清算中の各事業年度の法人の市民税にあつては、その解散の日の現況によ」を削る部分に限る。）を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第20条第3項及び第23条の6の規定は、施行日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われる場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 43 号

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市立関谷小学校の土地を合筆したことに伴い、当該小学校及びせきや子どもの家の位置を変更しようとするものである。

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例（昭和39年3月条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市立関谷小学校の項中「鎌倉市関谷510番地」を「鎌倉市関谷468番地1」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（子どもの家条例の一部改正）
- 2 鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鎌倉市せきや子どもの家「やまゆり」の項中「同 関谷510番地」を「同 関谷468番地1」に改める。

議案第 44 号

鎌倉市奨学基金の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 9 月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

新たに高等学校等就学援助金を支給するため、当該基金を原資として使用できるようにするものである。

鎌倉市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市奨学基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市就学援助基金条例

第1条を次のように改める。

（趣旨及び設置）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）及び特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）への就学が経済的理由により困難な者に対する援助金（以下「就学援助金」という。）の財源に充てるため、鎌倉市就学援助基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条中「奨学金」を「就学援助金」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

平成22年度鎌倉市一般会計
補正予算（第3号）

平成22年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,077,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		6,851,927千円	1,283千円	6,853,210千円
	5 国庫負担金	4,786,306	1,283	4,787,589
60 県支出金		2,858,495	47,441	2,905,936
	5 県負担金	1,084,413	641	1,085,054
	10 県補助金	1,335,185	46,800	1,381,985
75 繰入金		1,625,117	△ 103,724	1,521,393
	5 基金繰入金	1,620,917	△ 103,724	1,517,193
90 市債		4,415,500	△ 128,900	4,286,600
	5 市債	4,415,500	△ 128,900	4,286,600
歳 入 合 計		58,261,300	△ 183,900	58,077,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		6,529,214円	15,452円	6,544,666円
	5 総務管理費	5,147,846	13,352	5,161,198
	10 徴税費	678,787	2,100	680,887
15 民生費		18,719,564	7,062	18,726,626
	10 児童福祉費	7,829,122	7,062	7,836,184
20 衛生費		5,379,706	18,438	5,398,144
	5 保健衛生費	1,433,734	18,438	1,452,172
45 土木費		9,069,070	△ 257,833	8,811,237
	5 土木管理費	1,623,102	2,500	1,625,602
	20 都市計画費	6,367,956	△ 281,333	6,086,623
	25 住宅費	211,790	21,000	232,790
55 教育費		6,976,620	32,981	7,009,601
	5 教育総務費	1,360,256	6,481	1,366,737
	15 中学校費	1,671,711	26,500	1,698,211
歳 出 合 計		58,261,300	△ 183,900	58,077,400

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
45 土木費	20 都市計画費	大船駅西口 ペデストリ アンデッキ等 整備事業	千円		千円	千円		千円
				20	50,000		20	50,000
				21	681,423		21	681,423
			1,386,125	22	654,702	1,414,001	22	622,577
				—	—		23	60,001
		大船駅西口 公共広場等 整備事業	21	50,000	532,561	21	50,000	
			22	482,561		22	213,712	
			—	—		23	268,849	

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
45 土木費	20 都市計画費	大船駅西口公共広場内建築工事監理事業	千円 5,500

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
鎌倉市芸術館 管理運営事業費	平成22年度から 平成27年度まで	千円 1,004,000
岩瀬下関地区防災 公園街区整備事業費	平成22年度から 平成41年度まで	1,533,000

第5表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業費	千円 1,497,400	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,368,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	4,415,500				4,286,600			

議案第 46 号

平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,524,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 国庫支出金		3,785,047千円	4,755千円	3,789,802千円
	15 国庫交付金	64,000	4,755	68,755
25 療養給付費交付金		334,657	307,800	642,457
	5 療養給付費交付金	334,657	307,800	642,457
45 繰越金		20,000	6,245	26,245
	5 繰越金	20,000	6,245	26,245
歳 入	合 計	17,206,000	318,800	17,524,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		209,129千円	8,478千円	217,607千円
	5 総務管理費	132,079	8,478	140,557
10 保険給付費		11,895,606	307,800	12,203,406
	5 療養諸費	10,831,285	264,800	11,096,085
	10 高額療養費	970,561	43,000	1,013,561
30 諸支出金		10,911	2,522	13,433
	5 償還金利子及び還付加算金	10,911	2,522	13,433
歳 出 合 計		17,206,000	318,800	17,524,800

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、本庁舎設備改修事業、(仮称)川喜多記念館建設事業、富士塚小学校体育館耐震改修事業、御成中学校体育館耐震改修事業及び玉縄中学校体育館耐震改修事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成21年度鎌倉市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年度	全体計				実績				比較							
				左の特		財源内		支出済額	左の特		財源内		年割額と支出済額の差	左の特		財源内			
				国(県)支出金	地方債	一般財源	その他		国(県)支出金	地方債	一般財源	その他		国(県)支出金	地方債	一般財源	その他		
10 総務費	5 総務管理費	本庁舎設備改修事業	19	92,968,000		92,968,000	38,325,000		38,325,000		54,643,000						54,643,000		
			20	160,274,000		160,274,000	147,020,000		147,020,000		13,254,000						13,254,000		
			21	49,685,000		49,685,000	117,580,000		117,580,000		△ 67,895,000						△ 67,895,000		
			計	302,927,000		302,927,000	302,925,000		302,925,000		2,000						2,000		
	10 小学校費	富士塚小学校児童体育館改修事業	(仮称)川喜多(記念館)建設事業	20	88,843,000	12,400,000	76,443,000			77,146,240	11,428,000	65,718,240		972,000		10,724,760			
				21	168,963,000	15,034,000	153,929,000			180,414,560	15,034,000	165,380,560				△ 11,451,560			
				計	257,806,000	27,434,000	230,372,000			257,560,800	26,462,000	231,098,800		245,200		972,000		△ 726,800	
				20	21,941,000	11,200,000	5,000,000			19,400,000	13,600,000	5,000,000		2,541,000		△ 2,400,000			4,941,000
				21	28,478,000	17,584,000	7,700,000			31,018,900	25,284,000			5,734,900		△ 7,700,000		7,700,000	△ 2,540,900
				計	50,419,000	28,784,000	12,700,000			50,418,900	38,884,000	5,000,000		100		△ 10,100,000		7,700,000	2,400,100
55 教育費	15 中学校費	御成中学校児童体育館改修事業	20	21,941,000	7,840,000	3,500,000			11,100,000	6,349,000	2,400,000		10,841,000		△ 509,000		1,100,000	10,250,000	
			21	7,228,000	6,781,000				18,069,000	10,481,000			7,588,000		△ 3,700,000			△ 7,141,000	
			計	29,169,000	14,621,000	3,500,000			29,169,000	18,830,000	2,400,000		7,939,000		△ 4,209,000		1,100,000	3,109,000	
			20	21,941,000	8,400,000	6,300,000			20,700,000	16,551,000	3,100,000		1,049,000		△ 8,151,000		3,200,000	6,192,000	
			21	31,819,000	9,933,000	15,300,000			33,060,000	21,233,000			11,827,000		△ 11,300,000		15,300,000	△ 5,241,000	
			計	53,760,000	18,333,000	21,600,000			53,760,000	37,784,000	3,100,000		12,876,000		△ 19,451,000		18,500,000	951,000	

報告第 12 号

平成21年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

平成21年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成22年9月1日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.51)	— (16.51)	2.7 (25.0)	44.1 (350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

報告第 13 号

平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成21年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成22年 9 月 1 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書